

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した宅地建物取引業法（以下「法」という。）68条の2第1項の規定に基づく宅地建物取引士資格登録消除処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成30年1月17日付けで行った法68条の2第1項の規定に基づく宅地建物取引士資格登録消除処分について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張する。

宅地建物取引士資格登録消除は極めて重い処分である。暴行の罪となっているが、自転車通行禁止区域の商店街アーケードにおいて、請求人が自転車に乗っている人に注意したところ、他の止めに入った人に請求人も押さえつけられており、抵抗が難しい中での行為であったため正当防衛的な状況であった。これらのことを考慮してほしい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法４５条２項の規定を適用して棄却すべきである。

第５ 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成３０年７月４日	諮問
平成３０年８月１７日	審議（第２４回第４部会）
平成３０年９月１８日	審議（第２５回第４部会）

第６ 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

１ 法令等の定め

(1) 宅地建物取引士は、法１８条１項の都道府県知事の登録を受け、法２２条の２第１項の宅地建物取引士証の交付を受けた者をいい（法２条４号）、宅地建物取引業者の事務所等に置かれ（法３１条の３）、宅地建物取引業の業務に従事するときは、宅地又は建物の取引の専門家として、購入者等の利益の保護及び円滑な宅地又は建物の流通に資するよう公正かつ誠実に法に定める事務（重要事項の説明等）を行うとともに、宅地建物取引業に関連する業務に従事する者との連携に努めなければならない（法１５条）とされている。

(2) 宅地建物取引士の登録の消除

法６８条の２第１項は、都道府県知事は、その登録を受けている宅地建物取引士が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該登録を消除しなければならないと規定しており、登録消除の要件として、１号に「第１８条第１項第１号から第５号の３までのいずれかに該当するに至ったとき」を掲げてい

る。

法18条1項5号の2は、「刑法…208条（暴行）…の罪…を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者」と規定している。

- 2 これを本件についてみると、請求人は、暴行の罪を犯したことによる罰金10万円の刑が平成27年12月29日に確定し、平成28年3月31日にその刑の執行が終わったことが認められる。

そうすると、請求人は、法68条の2第1項に規定する法18条1項5号の2所定の「刑法208条（暴行）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、」その日から5年を経過しない者に該当することとなる。

したがって、本件処分は、上記1の法令等の定めに基づき適正になされたものと認められ、違法・不当な点はない。

- 3 請求人は、宅地建物取引士資格登録消除は極めて重い処分であり、請求人の暴行の事情を考慮せずに行った本件処分は違法又は不当であると主張しているようである（第3）。

しかしながら、法68条の2第1項1号、18条1項5号の2は、登録消除の処分要件を一義的に規定しており、法68条の2第1項1号は、その文言上、当該宅地建物取引士が犯した犯行に関する情状の程度を要件としていないことが明らかである。そうすると、法68条の2第1項1号、18条1項5号の2に基づく登録消除処分について都道府県知事は、当該宅地建物取引士が法18条1項5号の2に該当する事実の存否に限って判断することになるのであって、同号所定の実事についてその事案の軽重及びその他の情状に関して裁量を行う余地はない（平成15年9月12日宇都宮地方裁判所判決・裁判所ウェブサイト掲載判例参照）と解するのが相当である。

したがって、請求人の主張には理由がないものといわざるを得ない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美